第10章

原產地規則

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられるルールであり、現状では国際的に共通する十分に整備されたルールはなく、各国又は各地域貿易協定に係る地域が独自

に定めている。原産地規則は大別すると特恵分野に係るものと非特恵分野に係るものとに分かれ、さらに、特恵分野に係るものには、開発途上国に対する一般特恵に係るものと地域貿易協定等に係るものがある(図表II - 10-1 参照)。

<図表Ⅱ - 10-1> 原産地規則の種類

・非特恵分野に係るもの

・特恵分野に係るもの

- ・一般特恵(GSP)に係るもの(開発途上国(LDC 含む)に対するもの)
- ・地域貿易協定等に係るもの

非特恵分野の原産地規則は、「特恵関税の供与」以外のすべての目的、具体的には、①数量制限などの輸出国を特定した通商政策上の措置を実施する際の対象物品の確定、②貿易統計の作成、③ある物品に原産地を表示する場合の原産地の確定等の場合に利用されている(現行の規則は必ずしも1種類のみではなく、目的別に内容の異なる幾つもの規則を有する国も存在する)。

他方、特恵分野の原産地規則は、輸入品に特恵待 遇を供与するために利用されている。一般特恵に 係る原産地規則は、先進諸国がある物品を輸入す る際に、当該輸入品が一般特恵制度に基づく特恵 対象国原産であるかどうかを判定するための規則 である。また、地域貿易協定に係る原産地規則は、 北米自由貿易地域 (NAFTA) や欧州経済領域 (EEA) 等の地域貿易協定域内の貿易において、域内原産の物品に特恵待遇を供与するための規則である (第Ⅲ部第 1 章「物品貿易の諸論点」<原産地規則>参照)。

本来原産地規則は貿易に対して中立であるべき ものであるが、これが過度に制限的であったり恣 意的に制定・運用されたりすると、貿易制限の対象 でない物品がその対象とされる等、保護的な効果 を有することがある。

原産地規則については、物品の貿易に関する国際的なルールであるGATTにおいてさえ原産地の表示に関する第9条を除いて原産地規則固有の規定は存在しない。また、GATT以外の国際規範として

は、関税協力理事会(Customs Cooperation Council (WCO: World Customs Organization)の「税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約(いわゆる京都規約)」の不可分の一部とされる附属書(「原産地規則に関する附属書」)が存在するが(京都規約は1999年に約25年ぶりに改正。我が国は2001年に受諾)、同改正京都規約の原産地規則に関する附属書は、WTOでの原産地規則調和作業終了後に再度見直すことを前提とした必要最小限の見直しが行われたものであり、改正京都規約においては原産地規則を含む個別附属書についての受諾は任意であるところ、国際規範としての拘束力は限定的なものとなっている。

このように、原産地規則について国際的に共通するルールが十分に整理されていないことを背景として、本来技術的・中立的であるべき原産地規則を各国・地域が恣意的に制定・運用し、保護主義的な政策目的を達成しようとするなど様々な貿易上の問題が生じている。現在、ウルグアイ・ラウンドで合意された「原産地規則に関する協定(以下「原産地規則協定」と言う)」に基づき、非特恵分野における原産地規則の調和作業が行われている。

(2) 法的規律の概要

原産地規則協定においては、非特恵分野(最恵国 待遇、アンチ・ダンピング税、相殺関税、原産地表 示等の通商政策手段及び政府調達等)に適用され る原産地規則を調和するための作業計画を規定す るとともに、各国が原産地規則の制定・運用にあた って遵守しなければならない規律、調和作業のた めの枠組み、紛争解決手続等が規定されている。

基本原則

- ・非特恵分野におけるすべての目的のために等し く適用されること
- ・客観的な、理解しやすくかつ予見可能性のあるも のであるべきこと
- ・貿易の目的を追求する手段として直接又は間接 に用いるべきでないこと
- ・国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるものでないこと等

② 調和作業の枠組み

- ・WTO と WCO との協力により作業 (WTO 原産地規則 委員会及び WCO 原産地規則技術委員会) を実施 する。
- ・WCOにおいて技術的観点から調和された規則の具体的原案を作成。その後 WTO において当該原案 につき総合的観点から検討する。

③ 調和作業に係るスケジュール

- ・WTO 協定発効後速やかに開始され、開始後3年以内に終了する(注:作業は期限内には終了できず、現在も継続されている。1. (3) 参照)。
- ・調和作業は、原則に則り、HS 分類の物品セクターに従って行うこととし、WTO 委員会はWCO 技術委員会に技術的観点からの検討作業を行うよう要請し、WCO 技術委員会は要請後一定の期限内に作業の結果をWTO 委員会に提出する(注:WCO 技術委員会での作業は既に終了している。1. (3)参照)。
- ・WTO 委員会は作業を定期的に検討し、すべての作業の終了後、その結果を全体的整合性の観点から検討する。
- ・WTO 閣僚会議は、作業結果を原産地規則協定と不可分の附属書として定める。

④ 特恵分野に係る主な規律

特恵分野における原産地規則は、作業計画の対象とはならないものの、原産地規則協定の附属書Ⅲにおいて次のような規律が規定されている。

- ・原産地が付与されるべき要件について明確な定 義づけを行うこと。
- ・特恵分野における原産地規則は、積極的な基準 (ポジティブ・リスト)を基礎としなければなら ないこと。
- ・特恵分野における原産地規則に関する法律等を GATT 第10条1項に従って公布すること。
- ・特恵分野における原産地規則を遡及的に適用してはならないこと。

特恵分野における原産地規則のうち、後発開発 途上国(LDC)向け特恵制度の原産地規則は、特恵 供与国それぞれが独自の規則を運用しているが、 LDC から統一の規則制定を求める動きがあり、2013 年12月にインドネシア・バリで開催された WTO 第9回閣僚会議において、LDC 産品であることの確認を容易にし、特恵適用を改善するための LDC 特恵制度の原産地規則ガイドラインが閣僚決定として合意された。同ガイドラインは、原産地規則の簡素化・透明化を目的としており、強制力を持っていない。

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回閣僚会議では、第9回閣僚会議で合意されたガイドラインを踏まえ、具体的な論点についてより詳細な方向性を示した閣僚決定が合意され、WTO原産地規則委員会は毎年、各国の合意の実施状況をレビューすることになった(第II部第5章関税及び資料編第1章参照)

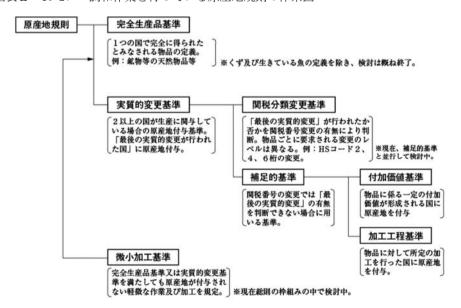
(3) 非特恵分野に係る原産地規則の調和 作業の現状

1995 年 7 月に原産地規則の調和作業が正式に開始され、現在、個別の品目に係る原産地規則の策定

と並行して、種々の品目に横断的に適用される一般的ルール等を定める総則(オーバーオール・アーキテクチャー)について検討中である。WTO原産地規則協定上の検討期限は3年間(1998年7月まで)とされていたが、作業の遅れから、現在も継続して作業が行われている。

基本的な作業のアプローチとしては、①物品が1国で完全に生産される場合(鉱物等の天然物品等)に適用する完全生産品基準、②それのみでは原産地を付すに値しない軽微な加工を決める微小加工基準、③物品の生産に2以上の国が関与している場合には、最後の実質的変更が行われた国に原産地を付与するとする実質的変更基準、の3つの基準に基づき、HSコード(関税番号)を参照しながら個別品目ごとに原産地規則を検討している。③の実質的変更基準については、実質的変更の有無を具体的に判定する方法として、更に、関税分類変更基準と関税分類変更基準を補完する目的の付加価値基準及び加工工程基準の導入が協定で認められている(図表Ⅱ-10-2参照)。

<図表Ⅱ - 10-2> 調和作業を行っている原産地規則の体系図



なお、検討手順としては、まず WCO で個別品目 ごとに技術的検討を行い、WCO で合意された品目は WTO で承認を受け正式に合意されることとなる。ま た、技術的議論は尽くされたものの解決に至らず WTO に判断を委ねることとされた品目は、検討の場 を WTO に移して各国が持つセンシティビティ等を 勘案しつつ検討されている。WCO での技術的検討は、 1999 年 5 月に開催された第 17 回会合をもって終 了しており、現在は WTO で、WCO で合意に至らなか った品目についての集中的な議論が行われている。 WTO における個別品目の規則の検討にあたっては、HS コードに基づく品目ごとに議論するのではなく、各類における品目において共通する問題点を取りまとめたものをイシューとして、そのイシューごとに検討している(全体で486イシュー)。現在までに約7割のイシューにつき合意に至っている。

未解決のイシューについては、2002年7月から、 原産地規則委員会議長が特に重要と判断した94の コアイシューについて、原産地規則委員会の上位 機関である一般理事会主導で議論が行われること になり、議論の進展が図られている。94 のコアイ シューの中には我が国にとっても重要なイシュー が含まれており、今後も我が国として積極的に議 論に参加していく必要がある。以下の2つのイシ ューは調和原産地規則全体に与える影響が大きい ものであり、我が国として特に関心を有している。 機械類に関するルールに関しては、長年の対立状 態から解決を図るべく、2006年の会合において、 議長の折衷案として、「輸入国が選択する付加価値 基準又は関税分類変更基準(機械類のダブル・ルー ル)」が提示され、その賛否について議論を行って きた。しかし、2007年6月の会合においても合意 がなされず、7月の一般理事会において、原産地規 則委員会議長から議論の現状報告がなされ、原産 地規則委員会においては、調和原産地規則が他協 定へ与える影響についての問題と機械類のダブ ル・ルールについての議論を中断した上で、一般理 事会からのガイダンスを求めることとし、他方、総 則規定、技術的検討事項の議論は原産地規則委員 会にて継続することとなり、2008年以降の会合に おいても引き続きこれらの事項につき検討がなさ れている。

① 調和原産地規則が他協定へ与える影響についての問題

調和作業において、多くのメンバー国が、調和規則が他のWTO協定においていかに用いられるかが不鮮明であるため、各個別イシューについて柔軟性が発揮できないとの状況の下、調和原産地規則が他協定へ与える影響について統一された理解を導き出すために議論が行われていたが、現状は前

述のとおりとなっている。

② 付加価値基準の採用

機械物品等多くの品目において「最後の実質的変更」を判断する基準の1つとして付加価値基準の採用が検討されているが、当該基準は為替、材料コスト、労賃等の変化に応じて、原産地が変化する可能性があり、原産地規則協定の前文に記述されている予見可能性、透明性及び一貫性が欠如すると考えられることから、我が国としてはその採用に反対しているが現状は前述のとおりとなっている。

恣意的内容の原産地規則については、WTO と WCO (関税協力理事会) の協力による非特恵分野の原 産地規則調和作業終了に伴い、問題の大半が解決 されることが期待される。このため、今後も我が国 としては、非特恵分野の原産地規則調和作業が円 滑に進展するよう、各国と協力しながら積極的に 貢献していくことが必要である。しかしながら、調 和実現までの間運用される現行規則、更には本調 和作業の対象となっていない特恵分野に係る原産 地規則、特に近年世界中で取組が盛んな FTA の原 産地規則については、その恣意的な制定・運用から 生じる様々な問題が懸念される。なお、特恵分野に 係る原産地規則については、原産地規則協定に基 づき各国が WTO にその内容を通報することとなっ ているほか、原産地規則協定附属書 II の諸原則も 考慮することが必要である。そのほか、WTOの貿易 政策検討委員会や地域貿易協定委員会でも検討さ れている。

(4)経済的視点及び意義

原産地規則は、極めて専門的、技術的であるため 人の目を引きにくいが、数量制限(国別枠を割り当 てる場合)等の貿易制限措置の適用範囲の決定等 に大きな影響を及ぼす。したがって、原産地規則を どのように制定・運用するかは、特定国の原産地を 取得しようとする企業の海外進出(対外直接投資) 計画や部品調達方法等を少なからず左右すること となり、貿易及び投資の流れに及ぼす影響は極め て大きいものと考えられる。 また、部品調達や生産ネットワークのグローバリゼーションが進展する中で、各国の原産地規則に大きな差異があることは、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。すなわち、同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させるのみならず、規則が変更された場合には、特定国の原産地認定を得るために特別な工程を追加する必要に迫られる等、製造コスト、管理コストの上昇要因となる場合も少なくない。

なお、近年世界中で FTA への取組が盛んになっており、これとともにいわゆる「スパゲティボウル現象」への懸念も高まっており、我が国も FTA/EPA 交渉を進めていく上で原産地規則相互の整合性確保について留意しなければならない。しかしながら、個々の原産地規則間の相違は、交渉相手国や我が国固有の事情を踏まえ交渉した結果であること、また特恵待遇を受けるための条件である点で非特恵分野の原産地規則とは性格を異にすることに留

意する必要がある。このような状況の中で、化学業界のイニシアティブにより APEC でなされている化学品に係る品目別規則の望ましい在り方の共通認識醸成に向けた議論は、1つの注目すべき動向であろう。

原産地規則は、適正に制定・運用される限りにおいては貿易に対して中立的であり、貿易歪曲効果をもたらすものではないが、恣意的に制定・運用される場合には、例えば、従来数量制限等(国別枠を割り当てる場合)の貿易制限措置の対象となっていなかった物資が、新たにその対象とされてしまうなど大きな貿易歪曲効果を有することとなる。これまで数次にわたるラウンドにより広範な分野での関税の引き下げが合意されたり、アンチ・ダンピング分野等の規律が強化されたりしたため、今後、原産地規則を手段として隠れた貿易制限措置をとる動きがでてくるおそれも否定できない。このため、本分野において公正かつ透明な国際共通ルールを制定することが喫緊の課題となっている。